

翻刻・書陵部蔵『平定家朝臣記』(天喜元年、同五年条)  
標注

増 淵 勝 一

解 説

一、書陵部蔵『平定家朝臣記』について

『平定家朝臣記』は、周知のように、その康平元年(一〇五八)より同五年(一〇六二)に至るまでの日乗が、『康平記』の名で『群書類従』巻第四百四十に収録されており、記録類の乏しい後冷泉朝末期の文学・史学研究に寄与するところが少なくない。ところが、本記には、さらに天喜元年(一〇五三)より同五年(一〇五七)に至る間の記事が存在するのであって、早く須田哲夫氏は、『浜松中納言物語の成立年代論』『平安朝文学研究』創刊号(昭和三十一年十二月刊)の中で、陽明文庫蔵の『平定家朝臣記』を引照・紹介されて、

この平定家朝臣記は別名「平記」(以下略称に従う)とも呼ばれるものである。そして注目すべき事は同文庫本は「平記」の他の伝本が天喜三年六カ増補から康平五年の間の記事を載するものがすべてであるがこの平記は天喜元年からの記事を遺しているのである。

と述べられている。そうして、『史料綜覧』巻二にも天喜年間の出典と

して本記がしばしば引かれているように、『春記』や『土右記』の欠落が甚しく、『水左記』や『帥記』の記事がまだ存在しない記録の空白期を、この『平定家朝臣記』が満たしてくれるのである。

須田氏の説かれる陽明文庫蔵の『平定家朝臣記』(天喜元年、同五年条)は、昨夏七月閲覧する機会を得たが、同文庫には、鎌倉期写の卷子本一卷(第十三函七号)と、これを忠実に転写した江戸期の新写本一冊(IIA3・2-4・1)とが存在する。

ここに翻刻・標注する、宮内庁書陵部所蔵の『平定家朝臣記』(二五九・一五五)は、明治十六年(一八八三)八月に筆写されたものではあるが、管見に入った限りでは、本記の天喜年間の記事を載せるものは、前記陽明文庫蔵の二本と、この書陵部蔵新写本との計三本にすぎない。資料の貴重で稀有なことは陽明文庫本におさおさ劣らぬ。明治期の写本を敢えて活字化したのも、理由はそこにある。

書陵部本は縦三十三・四センチ、横二十三・九センチの袋綴装三冊本。表紙は絹目。本文は楮紙。一冊目が天喜元年より同五年まで、二冊目が天喜六年康平元年より康平三年まで、三冊目が同四年春より同五年冬までの記事を各々収録する。各冊とも表紙左上に「平定家朝臣記天喜元年ヨリ、同五年迄」

(一冊目)の如く、題箋が付けられている。

書陵部本一冊目は、墨付十七葉、一枚目オモテ上欄外に「凶書寮印」および「宮内省御陵墓課」の朱印(角型)があり、また右下余白にも「諸陵寮之章」の朱印(角型)が付されている。十七枚目ウラに、「八月八日、平定家朝臣記、拾七枚、細谷利邦(印)」と奥書するが、三冊目裏表紙見返しに貼紙して、「明治十六年八月、謄写(印)、池亀良郷(印)但紙数五十三枚」とあるので、一冊目も含めて、明治十六年八月にこの写本全三冊が筆写されたのであろう。

天喜元年より同五年に至る条を載せる一冊目は、たぶん陽明文庫蔵の新写本一冊目から転写されたものと思われる。その証拠として、①書陵部本は天喜元年三月四日条(二枚目オモテ)や同年六月十一日条(同ウラ)に、原本の欠損を示す囲い線が存在するが、これが陽明文庫古写本の欠損を伝える同文庫新写本のそれに完全に一致すること、②つぎに、天喜元年四月廿一日条で、古写本に記す「云々」の文字を、新写本および書陵部本(二枚目オモテ)が共に脱落していること、③また、天喜元年六月廿二日条(書陵部本四枚目ウラ)に、古写本が「和長」と顛倒符を施しているところを、前記二本は「長和」と訂正筆写していること、④さらに天喜二年五月十九日条(書陵部本六枚目ウラ)では、両本が「殿」の字を見せ消ちで「故」と訂正しているが、古写本にはそれがなされていないこと、等があげられる。ただし、一行あたりの字数は両本で若干の相違が見られるが、陽明文庫蔵新写本と書陵部本との親子関係は否定できまい。

## 二、『平定家朝臣記』天喜年間条の記事内容について

『平定家朝臣記』の天喜年間条の記事は、康平年間条のそれに比照して、全体量としても、各個別の記事量に關しても、かなり簡略である。その簡略さは『春記』の記事(天喜二年。しかもその記事内容は、関白藤原頼通家に關するものに限定されている。たとえば、天喜元年の場合は、平等院阿弥陀堂供養(二月五日―三月四日)・師夷元服(四月廿一日)・鷹司殿倫子葬儀(六月十一日―廿八日)・寛子らの六月祓(六月廿九日)の四件にすぎず、また同二年の場合は、三月一日頼通室隆姫女王由祓・三月十九日頼通室故藤原祇子法事定め・五月十九日祇子周忌法事・五月廿三日祇子周忌正日法事・六月十一日頼通母倫子周忌法事の記事があるにすぎない。内容が関白頼通家に關することに限られているという点では『康平記』でも同じだが、たとえば康平三年の場合、五月廿三日条には「有競馬事」、六月三日条に「有覽騎射事」というように、標目だけはあげてあり、頼通家関係の記事と記事との間が結ばれておいて、年間の出来事が一応は概観できるのである。

各々の記事についても、天喜元年二月廿九日の頼通の装束始めと康平三年七月十三日のそれとを比較すれば理合されるように、前者は極わめて簡略である。また、天喜二年三月十九日の故祇子法事定めや同三年十月五日の春日祭雜事定めや同四年十月廿八日の除目の記事等も、もっと詳密であってもよいところである。なお、天喜元年三月四日の平等院阿弥陀堂供養の条には、「記在別」と割注があって、本記に別記の一部存在したことが知られるが、それが失われて、簡粗な本文ばかりが残って

いる部分もあるのである。

そうとすれば、現存本が、関白家で祖先頼通関係の故実を抜書集成して、伝存していたもの一つであることは歴然としよう。もともと定家やその子の時範らが関白頼通・師実・師通・忠実家の家司であったこと自体『殿曆』『後二条』『御通記』等参照、その記録が関白家の御用日記的な色彩を持つのはやむを得ぬが、『康平記』の部分は記事が詳細なだけに、宮中その他の動向も相当に伝えられている。天喜年間条は、その意味ではかなりの偏向があることになる。しかし、関白家の如き記録尊重のしきたりがあったからこそ、抜書的にしろ、定家の日記が今日まで伝えられて来たのである。

本記は、元来は他の多くの日記と同じく、具注暦の余白に記されたものと思われる。天喜二年五月廿三日条に、「五墓日」とあるのは、原文を書きつけた暦の注記がそのまま転写されたものである。なお、天喜元年六月十六日条に、「内府参給執筆、衣冠」とあるが、同月十五日条に「家経執筆、布衣」とあるのを参照すれば、前文の「衣冠」は細注にしないでならぬことがわかる。また、天喜五年十一月十七日の暦注「丑」は細注になっているが、他の多くが干支を合せ持って、普通字形であるのと相違している。さらに若干の誤字や脱字等もある。とすれば現存本が抜書本であるということ他に、その抜書本文そのものに、転写上の誤まりが皆無とはいえないことが判明しよう。

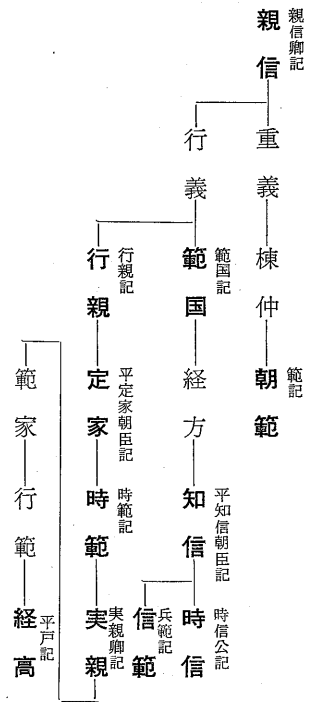
しかし、そうしたごくわずかな錯誤も、後冷泉朝末期の歴史を伝えているといふ本記の史的価値の前には、殆ど問題にならない。関白頼通を中心に、その一族・家司等の動向がリアルに描述されている。一例をあ

げれば、鷹司殿倫子が日来病悩の末薨じたこと(天喜元年六月十一日条)およびその葬送の折長さ七尺の帯で形代のひひなを作ったこと(同月十五日条)、春日祭使師実一行への献上品および給禄の豊富で多彩なこと(三年十一月五日・七日条)、また関白の命令がなくとも追従する殿上侍臣たちの有様(同月六日条)、義通や範永らの叙位(四年二月廿二日条)、春日社参向に飯岡・玉井・松本を経ること(五年二月一日条)、后宮頼通娘の女房が伺候するゆえに五節舞姫を敢えてのぞき見することのない殿上人たち(同年十一月十七日条)等々の記事は、当時の歴史的社会的状況をよく写していて、いずれも興味つきないものである。文学研究の面では、平安末期物語や『後拾遺和歌集』および私家集等の成立背景や作家伝等究明の最も基本的な史料として、この『平定家朝臣記』が今後いっそう活用されるものと思われる。

### 三、平定家について

本記の著者平定家は、桓武天皇十世の裔で、正四位下右衛門権佐平行親(一〇三八—一〇四〇)右衛門権佐在任の子。母は周防守藤原頼祐柴式部の叔父頼朝の孫の娘。曾祖父に参議従二位親信(九四六—一〇一七)がいる。この一家は、『今鏡』「すべらぎの下」卷八三葉に「日記の家」と記されているように、親信がその藏人時代の円融朝に『親信卿記』を著わして以来、重代の子孫は藏人・衛門権佐・弁官等の要職に就き、撰関家の家司となるかたわら、次に示す如き数多の日記を遺した。

〔平記一覽〕



このうち、古写本が伝存して、比較的記事内容の豊かな、『親信卿記』『範圍記』『行親記』『平定家朝臣記』『平知信朝臣記』『時信公記』の六日記を「六平記」と称している。

そういうわけで、定家の育った境遇は「日記の家」であり、彼が日乗に筆を染めたのも当然といえる。定家は、『春記』長久二年(一〇四二)二月十六日条に、「定家、是今年補人之藏人也」とあるように、この年正月藏人に補せられ、同記同年二月廿五・廿七両日条にもその名が見える。ついで、薬王寺文書の治暦三年二月六日付で紀伊国司に下された「太政官符案」『平安遺文』第三卷(一〇二六)によると、永承二年(一〇四七)十二月十五日には定家が紀伊守に在任していたことがわかる。もっとも、『春記』同五年(一〇五〇)三月六・十両日条には「紀伊前守定家」が、法成寺御堂供養の試楽の行事をつとめた由記されているので、これまでには次守藤原貞職と交代していたはずである前掲『平安遺文』(一〇一六)参照。

越えて天喜二年(一〇五四)、定家は越中守藤原家任の娘との間に、長男時範(一〇五四—一〇九)をもうけた『拾遺往』生伝。同五年(一〇五七)十一月廿八日左衛門権佐藤原憲房は阿波守に転任したが、その後を定家

が襲い、檢非違使佐の宣旨を蒙った『中歴』職。定家の左衛門権佐在任は、康平三年(一〇六〇)五月十七日のそれが確認されるが『平定家、同八年』治暦元(一〇六五)八月二日には橘為仲が当職に就いていたから『水左』中、『平定家朝臣記』が康平五年(一〇六二)末をもって終っていることを参考すると、同六年(一〇六三)には左衛門権佐から尾張守に転じたのだと思う『尊卑分』脈参照。

任終後にはおそらく悠々自適の生活を送ったのであろう。『尊重護法寺縁起』『人々通』愚条によると、定家の忌日は、「正月十六日、高祖父入道尾張守定家朝臣」とあって、正月十六日であって、晩年出家していたこともわかる。その卒年は不明だが、子の時範が承暦元年(一〇七七)九月三十日には藏人左衛門尉に在任しており『水左記』同日条、その時範が前年一〇七六二十三歳の時より殺生を禁断して、金字法華經を書写し始めたというから『拾遺往』生伝、白河朝承保三年(一〇七六)頃に父定家が卒して、これに触発されて仏道修業を開始したのかも知れない。定家の孫で、後に参議に陞った実親(一〇九七—一一四八)は十七歳で六位藏人に補せられているが『公卿』補任、長久二年(一〇四二)の定家の藏人兼任が二十歳前後とすれば、定家の生年は後一条朝寛仁・治安の交(一〇二〇—一)頃となり、推定卒時の承保三年(一〇七六)正月十六日には五十六、七歳になっていたことになる。

定家が関白頼通の家司であったことは、その家記にしばしば頼通を「殿下」と記しているのもわかる。その関白家への奉仕ぶりは、『殿暦』長治二年二月廿五日条に、忠実のもとで時範が公卿給を作成したことに関し、「故大殿(師実)康平四年始候除目給度、公卿給彼朝臣父定

家作之、依被例也」とあるように、重代のものであって、それが定家の孫の実親や玄孫親範に参議の栄誉をもたらしたのである。そうして、「平氏初めは一つにおはしけれど、日記の家と、世の固めにおはする筋とは、久しう変りて、かたがた聞え給ふを、いづ方も同じ御世に、帝（高倉天皇<sup>世平知信娘建</sup>春門院滋子）・后（建礼門院徳子<sup>平清</sup>盛姫）同じ氏に榮えさせ給ふめる」と記されるに至ったのである。<sup>『今鏡』八二葉。『前鏡』</sup>

なお、本記を他の平記のように「定家記」と略称しないのは、いうまでもなく藤原定家卿の『明月記』がかく略称されて、両者が混同されるのをさけたためである。「定家朝臣記」と「朝臣」の字を挿入するのも同じ理由である。

## 凡 例

一、本稿は、宮内庁書陵部蔵『平定家朝臣記』（二五九・一五五）全三冊のうち、天喜元年より同五年に至る条を収載する第一冊目を底本として翻刻し、標注するものである。

一、閲読の便利を考えて、句読点、並列点、コーテーション・マーク等を付し、また古体・異体・略体文字をできるだけ新字体に置き換えることにした。ただし、哥・點・職・豫・瀧・舊・恠等の文字はそのまま残した。なお、印刷の都合上、異体文字で宛字をしている場合には校訂注を施さず、ただちに正字に置き換え、これが左右に傍線するだけにとどめた。

一、句読点を施すにあたっては、現代の読者の読解の便益を図るとい

ことに重点を置いた。古記録の訓読が過去において、『源氏物語』流のすべらかし文脈で読まれていたことは、近江布留宮清信氏所蔵文書の治暦四年三月廿九日付の「太政官牒写」<sup>『平安遺文』第十卷（補一七〇）</sup>や同文書の平治元年十一月三十日付の「太政官牒写」<sup>同書（補三三五）</sup>等に施された仮名訓によって判断されよう。ここでは、そういうすべらかし風な読み方を敢えて採らなかつた。

一、校訂注には「〔 〕」を施し、人名その他の説明注には（ ）を施した。人名は各月毎に初出条で姓・名を注し、爾後は名のみを記した。校訂の際、陽明文庫蔵古写本および新写本や『春記』等を参校したところがある。

一、底本に存する傍注、および傍書文字の入るべき場所を示す字間の○印、および原本の欠損を示す□等の符号はそのまま残した。

一、上欄外に、本文の事実その他を標出した。その用語に関するものには「」を付した。

一、底本の面の初めの行頭に算用数字で<sup>(1+)</sup>の如く、表裏を示し、その終りを\*印で示した。

本稿欄筆にあたり、本書の撮影・翻刻を快諾された宮内庁書陵部、そして種々ご厚意いただいた同部橋本美男氏ならびに八鳥正治氏に心より御礼申し上げる次第である。

（一九七一・九・二〇）

〔表紙題簽〕  
平定家朝臣記  
〔天喜元年ヨリ  
同五年迄〕

(1オ) 天喜元年。

二月。

五日。勘宇治御堂供養日時、被定雜事。(平定親 左中弁 本ノマ、  
〔調カ〕於高陽院殿始諫音楽。

十四日。召大外記貞親被仰云、「可然堂塔供養時被准御齋会、依無所便、式部・彈正不参例可令勘申者。」即勘申云、「治安二年、(十月十三日、  
〔一〇二二〕

仁和寺(六月廿六日)、万寿元年(法成寺 薬師堂、  
〔一〇二四〕雖有可准御齋会宣旨、式部・彈正不可参之由載宣旨。」\*

丈六阿弥陀佛像を平等院に移渡す。(1ウ) 十九日。参宇治殿、申刻帰浴。御仏奉渡。丈六阿弥陀仏一鉢。丑刻出京、午刻奉坐仏壇。須此曉、寅刻、有仏壇結果云々。大僧正被奉任。次有行道習礼。楽人等参入、聊発哥笛。法眼定齋給祿。(〔調カ〕 昨日令著御給柳 色直垂一領云々。)

平等院阿弥陀堂供養日式等を給す。(〔前房〕 廿七日。召大外記給供養日式。源大納言所製作給也。同給左右楽行事畢。

関白頼通、平等院阿弥陀堂に渡御す。(〔藤原頼通〕 廿九日。殿下渡御宇治了。今日始御装束了。

三月。\*

平等院阿弥陀堂供養。(2オ) 四日。甲辰。有平等院(〔阿弥陀カ〕堂供養事。記在別。

四月。

関白頼通の子師夷元服す。(〔藤原師夷〕 廿一日。庚寅。殿下若君於東三条亭有御元服。(亥二 點) 加冠民部卿長家卿、理髮藏人頭隆俊朝臣。脂躑(〔躑〕右近少将敦家・少納言伊房等今

長家加冠。隆俊理髮。叙位。叙位。

関白家司・職事を補す。今夜事畢之後、被補家司職事(〔關白古写本テ補ウ〕

六月。

十一日。已刻鷹司殿令薨給。春秋九十。  
(源倫子)

(2ウ) 日者有御惱乃...  
(上東門院彰子) 門院...  
(藤原賴通) 渡御。殿下。右府・民部卿令候給。  
(藤原長家)

月次祭・神今食を延引す。  
源倫子の葬送の事を定む。

十五日。癸未。依召參御宿所。御葬送事今日被定。仍被文書等可尋献之由奉也。  
(陽明古字本テ補ウ)

入棺・葬送の日時を勸せしむ。

早且召漏刻博士信...  
(公方) 先被問御入棺。御葬送日時。申云、「今日可有御入棺。来廿二日御葬送者。」則令献勘文。頃之右府・民部卿・源大納言參給、有御葬送定。讚岐守家經執筆。  
(藤原) \* 布衣。於御宿所南庇簾中有議定。  
(藤原) 於御宿所南庇簾中有議定。  
(藤原) 寝殿東。事了、午刻作御棺。  
(藤原) 於辛方作之。西對西廊北頭云々。

入棺。浴料を酌む。

川屋川云々。

今日依仰參京極殿。令作御形代。長七尺許、以帟作比々な、令着束帶并冠、作御衣切。

故源倫子の法事を定む。  
(藤原賴宗) 十六日。有御法事定如昨日。但内府參給執筆。衣冠。先召信公出献勘文、来月十六日者当五七日、依無日次...行也。

十八日。被定御葬送御前僧廿人並御念仏十六人・所役人々等。  
(僧脱カ)

源倫子を広隆寺北に葬送。

(4オ) 廿二日。有御葬送。広隆寺北云々。戊刻出。  
(申辛方門) 其路自東洞院北行、至土御門西折、自西洞院北行、自一条大路西行、經西京御山作所。如此葬礼直不渡一条大路先。前火安房權守季經、黃幡主稅算師忠国、炬火七人、御前僧廿人、燒香四人、行障廿九条、御車并孝子・殿原御其中云々。上卿・殿上人・諸大...  
(藤原) 濟云々。

定家留守邸に候す。  
源倫子の遺骨を仁和寺北に埋む。  
勅使藤原経季弔問。  
御錫紵を服し給う。源倫子の薨奏あり。  
中宮職里亭に不出御。藤原穆子薨時の先例。

(4ウ) 仁和寺北云々。美濃守業敏朝臣奉懸。僧侶兩三候御共云々。件所豫被行散供尋代々例也。藤宰相経季為勅使、參葬所弔問云々。  
(問) 殿下

出御、已刻御玉殿。  
(後冷天型) 今日主上著御錫紵云々。有薨奏。  
(藤原穆子) 中宮職不出御里亭。一条殿上、鷹司殿  
(藤原) 去長和五年薨。院彼時不出給云々。  
(藤原) 院彼時不出給云々。

中宮職不出御里亭。一条殿上、鷹司殿  
(藤原) 去長和五年薨。院彼時不出給云々。  
(藤原) 院彼時不出給云々。

葬官任すべからずとの  
倫子遺誡の是否を定  
む。康子内親王薨時の先例  
を勘申。  
不可任長官事、以家司被奏聞。遺誡旨否否事被議定。已為外祖父又為准后事旁嚴重也。仍被尋例、故入道殿御時無所見。康子内親王薨時、以家司被申事由旨大外記貞親勘申。雖然随入道殿例、不被申云々。  
今日御出以前始御念仏云々。  
〔是乙〕  
〔先脱カ〕(藤原道長)  
(天徳元年六月六日)  
(九五七)

源倫子二七忌経供養。  
真範講師。

五疋、凡僧三疋。

廿四日。当二七日。被供養御経。真範僧正為講師。弁説泉涌縹素拭涙云々。此間毎日被供養経云々。每七日色紙御経。布施、法僧綱  
廿八日。丙申。北政所着御と服。西四點出御西門外。当辛 三位中将殿被扈從。網代庇御車。豫召孝秀令勘申日時。或人云、「件御

関白頼通室隆姫女王着  
源俊房扈從。  
かねて巨勢孝秀に着服  
の日時を勘申せしむ。

固関・警固行なわれず。

服不著御帶。只以吉日染御衣着御云々。然尋先例所着御也。御帶用麁絹。  
或人云、「入道殿御時被行固関・警固、而今度不被行云々。件事太政大臣薨時必行之。仍雖入道給被行有、於女御事無前例。只皇后

崩時被行云々。」

六月被。

廿九日。宮御方并殿御方有晦御祓。主税頭孝秀奉仕御祓如例。  
(四糸宮藤原尊子) \*  
(巨勢)

触穢人参内。

從昨日触穢人参内云々。  
(巨勢) \*

(67) 天喜二年。  
(一〇五四)

三月。

一日。乙丑。北政所有由御祓。孝秀奉仕之。殿下依御服、不令行給云々。或人云、「輕服当為之、然故吉平難。云々。」  
(隆姫女王)  
(巨勢)  
(藤原頼通)  
(安倍) 之

故藤原祇子周忌の法事  
被を行なう。  
故藤原祇子周忌の法事  
を定む。  
十九日。癸未。於東三条被定三条御法事。伊豫守成章執筆云々。  
(藤原祇子)  
(高徳)

五月。

十九日。壬午。参法性寺。殿三条御周忌也。七僧・百僧。殿下渡御、源大納言以下參給。  
(祇子)  
故  
(頼通)  
(師房)

故藤原祇子周忌の法事  
を法性寺に修す。  
故藤原祇子周忌正日の  
法会を三条第に修す。  
明尊導師。  
廿三日。丙戌。五晷日。詣三条。御忌日曼茶羅供。大僧正為導師。讚衆卅口。  
(明尊)  
(香記廿)



故源倫子周忌の法会を阿弥陀堂に修す。明尊導師。

六月。

十日。壬寅。於阿弥陀堂被修故鷹司殿周闕御態。(源倫子)内大臣以下參。作法如去年。内府直衣。

七僧。大僧正明尊導師、僧正真範、

權大僧都穗舜(桓)・慶範、少僧都長守、

律師賢尋、已講賴信。\*

(7ウ)百僧之中僧綱八人。

十一日。癸卯。於阿弥陀堂被行御忌日曼茶羅供。(上東門院彰子)院被行之。導師山座主。(明快)讚衆廿人。定撰律師在此中云々。

今日子刻、殿下令除服給。御素服去年於京極殿燒亡。仍只被行御祓也。賜御衣於陰陽師云々。

今日午刻、殿御簾・御座被改了。

此間御衣・御座給僧之。\*

(8オ)天喜三年。

三月。

廿四日。臨時祭也。(藤原師実)中将殿令勤仕使給。

已刻御禊。午刻召使已下於庭中、有盃酌。(藤原教通)右・内兩相府參給。已下上卿濟々。七巡後、給插頭。依例有舞了。未三點使已下退出。

路用四条大路、至朱雀大路、南行。

舞人。(藤原)忠俊・良季・清房・兼仲・通家・師行・宗家・隆綱・吉頼・知綱。(藤原)

(8ウ)陪從。(藤原)資仲朝臣・顯家朝臣・經信朝臣・高定朝臣・經行・師賢・定通・成経・為家・通成・則成・宗長。(藤原)

使。裝束着下物給。留璃葉等。帶落花形。馬大甘子。鞍水精地。(高階)平緒作付。(藤原)

備二人。(公武)着錦袴等。隨身四人。蜜繪。

小舎人八人。〔葡〕葡萄染織物狩衣袴、馬副八人。口瀧。  
紅打袴、半靴。

雑色卅人。〔葡〕萌木十人。二藍十人。桜色十人。長四人、  
薄蘇芳。取物四人。山吹。柏各用同色。

笠。作帳中居火取、端懸香壺。  
懸角等、張村濃帳帷。

御共人廿人。〔師夷〕四位四人、五位十人。〔師夷〕使於左馬頭西七条池亭着改装束給云々。  
四人、六位二人。

廿五日。午刻、兩府令參会大内給。〔教通〕殿下同車令向朱雀院給。栢殿南廊敷公卿・殿上人座。西庇設舞人・陪從座。使御座新造侍從殿。  
〔教通〕殿下同車令向朱雀院給。栢殿南廊敷公卿・殿上人座。西庇設舞人・陪從座。使御座新造侍從殿。

閔白賴通ら朱雀院にて饗饌。〔教通〕殿下同車令向朱雀院給。栢殿南廊敷公卿・殿上人座。西庇設舞人・陪從座。使御座新造侍從殿。  
給祿・纏頭。

御衣。已下上卿・殿上人各以纏頭。次兩府御引出物馬各一疋。〔藤原〕殿下召右府隨身安武并公安、各給御衣。〔教通〕兩府召公武給  
〔藤原〕殿下召右府隨身安武并公安、各給御衣。〔教通〕兩府召公武給

〔風流給破子〕〔藤原能信〕〔藤原長孝〕〔破力〕被率參大内、更召公安於御直廬給纏頭云々。  
〔藤原能信〕〔藤原長孝〕〔破力〕被率參大内、更召公安於御直廬給纏頭云々。

閔白賴通四條大宮辺にて石清水祭使一行を見物す。〔藤原能信〕〔藤原長孝〕〔破力〕被率參大内、更召公安於御直廬給纏頭云々。  
〔藤原能信〕〔藤原長孝〕〔破力〕被率參大内、更召公安於御直廬給纏頭云々。

使御装束。椀二重織物表袴、〔葡〕葡萄二重織物半臂、二  
重織物象眼欄袴、萌木・山吹等織物表袴。

備二人。着狩衣袴。童。青薄物狩衣袴、繡花  
皆用錦織。鳥濃打袴等、毛沓。

雑色。長四人桜有繡、皆用紅張柏單。十人卷染、  
十人墨流、十人摺染。取物青色・白柏單等。\*

(10才) 十月。

五日。於東三条殿被定春日祭雜事。〔藤原實綱〕大學頭  
執筆。

十一月。

春日祭使藤原師夷東三条殿より出立。〔藤原師夷〕大學頭  
執筆。

五日。巳未。春日使左中將殿從東三条殿令出立給。装束東对、其儀如恒。從早旦及未刻、兩脚如湏。其後天霽。從所と被猷使装束  
等。

諸所より献上の舞人以  
下の装束等。  
〔藤原教通〕白打下襲  
舞人。右府。半臂。\*

(10才) 陪從。春宮大夫。〔藤原能信〕柳張下襲半臂、青  
末濃袴、濃袴。

御隨身。(藤原長家) 蜜給狩衣、柳打下襲半臂、紅染打袴單衣、同袴、薄蘇芳狩袴。(衣脫力)

摺袴四十具。自所、被獻之。

御宿物。(藤原影子) 上東門院。錦御衣四領。半等。

御直衣・裝束一襲。(皇子内親王) 中宮。

(11ナ) 先賜舞人・陪從裝束。豫懸東第二渡殿。各入北戶賜之。諸大夫取之。

插頭。

餽馬を引く。

上達部・殿上人着座。(長孝) 頭弁經家朝臣瓶子、地。二献。四位。上卿。居粉熟。三献。飯汁。賜插頭。舞人、殿上人、陪從、地下四位。 舞人等退下、上卿已下起座。撤陪從机・疊敷・円座・上卿座。定使把盃被勸民部卿。頭中將。取瓶子。 次引餽馬。大甘子。公武・兼武引之。鈴。頸給一本菊、雨珠半振相別之。 次馬副八人。滝口。次牽馬。陸奥州葦毛。鏡鞍。光重。押龍頭鶴首。笠地紫綾也。隨身。 次御隨身四人。次重六人。葡萄染二人、各織物繡花鳥。朋木二人、薄蘇芳二人。 次雜色廿二人。長二人薄蘇芳狩衣袴、濃打衣。

祭使の供人。

(11ウ) 取物四人。\* 御笠。中心居舞台、居蝶舞四人縁、笠地紫綾也。 次御共人廿六人。四位六人。実綱朝臣・義通(藤原)！・範永(藤原)！・憲輔朝臣・高定(藤原)！・貞章(藤原)。五位十三人。俊経(藤原)・高房(藤原)・頼家(藤原)・章祐(藤原)・章行(藤原)・資成(藤原)・行房(藤原)・季房(藤原)・章家(藤原)・為仲(藤原)・頼資(藤原)・定俊(藤原)・良綱(藤原)。六位。資宗(藤原)・頼仲(藤原)・重房(藤原)・信綱(藤原)。衛府三人。快永(冠)・宣範(冠)・範真(冠)。

衛府三人。快永・宣範・範真。

六位。資宗・頼仲・重房・信綱。

五位十三人。俊経・高房・頼家・章祐・章行・資成・行房・季房・章家・為仲・頼資・定俊・良綱。

求子を舞う。

(12オ) 各出從東中門渡南庭、候西中門辺。(前史) 使騎引馬、參内給。先着座。於中殿南庭有其儀。 次舞求子。此間賜盃酌。豫給御衣。紅打。次覽牽馬。 公武等(藤原) 次笠。雖無仰進出也。 次被退出於南梁所屋。隆經妻宅。 次着改直衣等、乘車令進發給。此間臨昏黑。殿上人数輩被參。又左大弁・前大式。

右兵衛督・源宰相被參。

六日。參淀人々。隆俊朝臣。頭。資仲(藤原)！・頭家(藤原)！・資宗(藤原)！・政長(藤原)・忠俊(藤原)・兼仲(藤原)・有綱(藤原)。藏人。已上。実基(藤原)！・基貞(藤原)！・経平(藤原)！・良貞(藤原)。

淀に参向の人々。

(12カ) 已上雖無催參進。此外諸宮・所々使々、或衣冠、或布衣、被候還御共。 七日。辛酉。還立。殿下渡御東三条。晚頭居饗進物。汁物依仰兼居之。秉燭上卿以下着。盃酌一兩巡。戌刻、使來坐。頭弁於中門

春日祭使還響。

迎調、勸盃。瓶子。定家。 使入給。上卿・殿上人召公武・兼武・近重・光重纏頭。次哥舞了。舞人等着座。三献了。給禄。舞人、殿上人取之。陪從、地下四位取之。

給祿。

官人祿。

祿樹等召 上卿已下起座。  
諸園。\*

(13才) 於對東面賜官人祿。

將監三疋。五位四疋。將曹二疋。

府生一疋。各加繒袴。或  
有加給掛者。 籠府生五疋。

番長三疋。

已上自右大臣家被猷之。有別送文。  
(教通) \*

(13才) 天喜四年。  
(一〇五〇)

二月。

廿二日。甲辰。天晴。亥刻遷御一条院矣。豫本家被設饗祿。

(藤原賴通)  
殿下被設也。依穢無貢馬并御贈物。但女房新絹三百疋給之。

先晚頭給女官・諸陣等祿。西渡殿召給之。次居

後冷泉天皇四条第より新造の一条院に遷御。女官・諸陣等給祿。男女叙位。

饗。右・内兩府已下參着殿上座。居汁物。次皇后宮權亮勸盃。次上卿祿。

(藤原賴通)  
殿上四位・五位取之。於殿上奉之。

頃之召右府御前、有男女叙位。

正三位。正四位下。

(藤原)  
義通。殿職事。範永。家司。從四位下。俊綱。  
頭家。皇后宮權亮。(藤原) \*

十月。

(14才) 廿八日。除目。

廿九日。入眼。三位中將任權中納言給。中將如舊。昭宣公并大入道殿例也。殿下於弓場令奏慶由給。

(藤原師実)  
除目入眼。三位中將藤原師実を權中納言に任ず。關白賴通、子息師実の昇任に奏慶。

(藤原基経)  
昭宣公并大入道殿例也。  
(藤原賴通)  
殿下於弓場令奏慶由給。

十一月。

一日。中納言中將殿為慶賀令參所と給。假隨身二人。府生、番長。

前駈廿一人。四位四人、五位十人、六位四人。

昨日依日次不宣、今日令申給。

新中納言藤原師実奏慶。  
石清水八幡宮に行幸。

廿八日。有石清水行事。(幸) \*

(14才) 天喜五年。  
(一〇五五)

二月。

春日祭日上藤原師実東三条院より出立。

一日。丁未。中納言中将殿為日上、令參春日給。從東三条院令出立給。朝間陰雲四合、微雨間降尔、後雲散天晴。已刻令出立給。(藤原師実)

右・内兩府已下被參会東面時刻、神馬已下渡南庭出西門。(藤原教通)先御幣。次神馬。次十烈、(列)假負尉已下勤之。次御馬二疋。一疋水精也。次令出立給。御直衣織

次從西洞院南行、四條東折、東洞院南行、五條東折、從万里小路南行、至九条内府御領所東門、令騎改御馬給。申刻御北殿、(兼武取)

有饗饌事。次令渡河給、至飯岡辺。日暮於玉井辺炬火。戌刻御奏本。

飯岡・玉井を経て松本に到る。供奉の人々。

今日供奉殿上人十八人。

地下君達九人。諸大夫。四位九人、五位廿三人、六位廿三人。

已上布衣。(藤原教通)頭中将。左少弁、分貳、右少弁、藏人類綱着宿衣。(藤原定成)

有制不着織物・唐綾等。

殿下、右・内兩府同車、於四條官南令見物給。(頼通)

二日。天晴。未刻令出給。(藤原教通)前貳皆以束帶。無間六位不參。先令着宿院給。使々催具之後、御社頭先有御祓。(内藏)近衛司代官馬寮不着座、藏寮不參入。仍頭兼房々々、(藤原)着座。皇后宮亮房、中宮權亮師良、春宮大進義清雖(股了ルカ)

參不着座。殿神馬。次御着到殿。次御社頭。次第如恒云々。戌刻還御。今日国司設饗。殿上人已下着饗座。御座在南屋。(南)殿上人在依日南庇、更東折。諸大夫東廊。

暮、無坏酌。

三日。辰刻。令出給。寺家設饗。別当僧都參入。賜御馬。次召国司給御馬。途中於紙幡河原人々馳馬。次召頼俊郎等令射笠懸。人々乘輿。欲纏頭、有儀停止。未刻御宇治、乘舟、御北殿。秉燭入洛給。(興備寺)

十一月。十七日。丑。五節參。(藤原師実)中納言中将殿。美濃、定房。(藤原)加賀、信房、摂津、御師。中納言殿舞姫從東三条殿被出立。(藤原頼宗)寄車東對南妻。舞姫令候傳者八人、童女二人。(藤原)下仕四人於便所乘車。内大臣已下被參。深

五節參入。

御物忌により天皇の御出なし。

関白頼通舞姫を覽る。

祐子内親王より舞姫装束獻せらる。

更參内。主人。直衣。從北陣參入。作法如例。(藤原)女房后宮云々。仍殿。次以下舞姫參入。依御物忌無御出。殿下於帳台御覽了、令出給。此間天曙。(藤原頼通)

今日從一宮被獻舞姫装束。下官持參之。(祐子内親王)

赤色二重織物唐衣、蘇芳織物裳 繪菊、

打掛并掛三領、入青色囊。

御前試。  
十八日。御前試如例。依御物忌殿上人籠候。殿上無召物、行事所献菓子等。盃酌了、依仰渡朝餉御前。先參中宮御方。(皇子内親王)次參皇后宮(藤原覽子)

御方。豫有盃酌。

童女御覽。  
碗飯。

(17才)十九日。降雨。童女御覽也。早朝殿下令參給。(藤原賴通)次右内兩府已下済と焉。雖御物忌分宿參入。藤大納言已下着殿上、碗飯。(信孝)藤大納言(藤原教通)已下着殿上、碗飯。(藤原教通)被調云々。

此間日脚已傾。童女経仁寿殿、上西庇格下、從長權參入。下仕下從樓台俄砌下。此間已及昏黒、召脂燭覽之了。次第退下、更召納言下仕於弘庇覽之、從瀧口方退出。

中宮章子より童女装束  
献せらる。  
童女装束自中宮被献。(皇子内親王)汗衫菊織物金銀花。(教通)點着。扇被加献之。

下仕装束。(教通)二人右府、二人内府、各用錦纏金銀。仍乍四人參上。

纏頭。  
殿上人參納言五節所、有纏頭。

次二位中納言已下被率參一宮、盃酌数巡、夜月已明。(藤原俊孝)  
(祐子内親王)

(17ウ)廿日。節会。内府為内弁。小忌上卿。(師実)中納言殿・源宰相。(藤原長家)次上卿・民部卿以下被參五節所、盃酌・纏頭。

豊明節会。  
盃酌・纏頭。  
殿下御坐簾中。丑刻事了。

納言殿五節乍四ヶ日改着装束。左兵衛陣為行事所。(師実)

八月八日 平定家朝臣記

拾七枚

細谷利邦(印)